佐賀県告示第九十三号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道 路

の区域を次のとおり変更する。

する。 日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供 その区域を表示した図面は、平成二十二年三月二日から平成二十二年四月

平成二十二年三月二日

化香里分三	-	1	
_	ł	1	
J	1		
厚	非	- -	

大 県 木 道 有 田 線		有 用 道 停 車 場 線		及び路線名	
丙一一三八番地先まで西松浦郡有田町本町宮甲七八六番一地先から西松浦郡有田町広瀬宮西松浦郡有田町広瀬宮	丙一一三八番地先まで西松浦郡有田町本町字椎谷甲七八六番二地先から西松浦郡有田町広瀬字廣瀬	前丙一〇一五番西松浦郡有田町西松浦郡有田町	前丙一〇一五番西松浦郡有田町西松浦郡有田町	区	道
番地先まで「田町本町字椎谷一地先から	地先まで町本町字椎谷地先から町広瀬字廣瀬	一五番六地先まで有田町本町字東ノニ番三四地先から有田町本町字東ノ	一五番六地先まで有田町本町字東ノ二番三四地先から有田町本町字東ノ	間	路
前	後	前	後	後 変 更 前	の
二 五 · · · · 九	五 六 · 二 六	一 五 · · ·	一 二 五 七 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	メ ートル 員	区
五、二九九・九	五、二七三・七	一 四 五 <u>・</u> 三	一 四 五 ・ 四	メ ル ト ル 長	域